



鳥取県公報

平成 22 年 10 月 15 日(金)
号外第 87 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例 (46) (産業振興総室) . . . 7 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (47) (人事企画課) 10 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (48) (子育て支援総室) 11 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (49) (水・大気環境課) 15 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (50) (住宅政策課) 18 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (51) (〃) . . . 19 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例 (52) (雇用人材総室) 20 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (53) (会計指導課) 21 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (54) (〃) 25 鳥取県農業試験場手数料条例を廃止する条例 (55) (農林総合研究所企画総務部) . . . 28
-------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業（以下「バイオ産業」という。）における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資するため、とっとりバイオフロンティア（以下「バイオフロンティア」という。）を米子市に設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 目的

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、バイオフロンティアの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(2) 設置

バイオフロンティアを米子市に設置する。

(3) 指定管理者による管理

指定管理者にバイオフロンティアに係る次の業務を行わせるものとする。

ア バイオフロンティアの施設設備の維持管理に関する業務

イ アに掲げるほか、バイオフロンティアの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(4) 指定管理者の選定の特例

バイオフロンティアの設置目的、特性等を考慮し、指定管理者の候補者を指名により選定するものとする。

(5) 指定管理者の管理の期間

指定管理者が(3)の業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(6) 開館時間及び休館日

バイオフロンティアの開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(7) 利用の許可

ア バイオフロンティアの利用に当たっては、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

イ 指定管理者は、1月以上にわたる利用については、バイオフロンティアの設置目的をより効果的に達成できる者に利用許可を行うものとする。

ウ 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得たバイオフロンティアの施設又は設備について、開館時間以外の時間又は休館日における利用許可をすることができる。

エ 指定管理者は、イにより利用を認めない場合又はその利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等を除き、利用許可をしなければならない。

オ 指定管理者は、バイオフロンティアの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(8) 行為の制限等

バイオフロンティアにおける行為の制限、利用者の義務、利用者に対する措置命令、利用許可の取消しに関し必要な事項を定める。

(9) 原状回復等

ア 利用者は、バイオフロンティアの利用を終了し、又は利用許可の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

イ 故意又は過失によりバイオフロンティアの施設設備をき損し、又は汚損した者は、指定管理者の指示するところにより、これを原状に回復しなければならない。

(10) 利用料金

ア バイオフロンティアの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

イ 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

ウ 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

エ 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(11) 特別な設備等

利用者は、バイオフロンティアに特別な設備を設置し、又はバイオフロンティアの施設に改造を加える等バイオフロンティアの管理に重大な影響を与えるおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(12) その他

その他所要の事項を定める。

(13) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイを除き、規則で定める日とする。

イ この条例を施行するために必要な準備行為等は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県医師登録・派遣システム（鳥取県ドクターバンク）を活用し、地域医療を担う公的病院の医師不足に対応するため、職員を派遣することができる法人を追加する。

鳥取県医師登録・派遣システム（鳥取県ドクターバンク）...県内の医療機関での勤務を希望する医師を県の職員として任用し、地域医療に携わりながら医師のキャリア形成を図ること等により、地域医療を担う公的病院等の医師の確保を図るシステム

2 条例の概要

(1) 地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものに、医師である職員を派遣することができることとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

子どもの医療に係る経済的負担の軽減を図るため特別医療費の助成の対象を拡充するとともに、身体障害者等の特別医療費受給手続の負担の軽減を図るため助成対象の決定に必要な所得判定に係る所得年の切替時期を変更する等所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

(1) 子どもに係る特別医療費の助成の対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（現行小学校就学の始期に達するまでの間にある者）とする。

(2) 身体障害者等に係る特別医療費の助成の対象かどうかの判断に際し、前々年の所得を用いて判定することとなる医療を受ける日の属する月を1月から7月まで（現行 1月から6月まで）とする。

(3) 身体障害者等に係る特別医療費の助成の額の判断に際し、前年度分の市町村民税の状況を参照して決定することとなる医療を受ける日の属する月を4月から7月まで（現行 4月から6月まで）とする。

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を生活保護法による保護を受けている者と同様の取扱いであることを明記する。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(4)を除き、平成23年4月1日とする。
イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けるものとし、当該更新の登録に係る手数料の額を定める。

2 条例の概要

- (1) 登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録(現行 新たな登録)を受けなければならないこととする。
(2) 更新の登録の申請に対する審査に係る手数料の額の区分を追加し、その額を3万1,000円とする。
(3) その他所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日等
ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成23年4月1日とする。
イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

浜の上第2団地を大山町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名 称	位 置	廃 止 理 由
浜の上第2団地	西伯郡大山町田中	大山町に無償譲渡

- (2) 施行期日は、平成22年11月1日とする。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県の住宅事情及び特別県営住宅の老朽化を踏まえ、特別県営住宅の設置について見直し、特別県営住宅の一部を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、特別県営住宅を廃止する。

名 称	位 置	戸数	廃止部分
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	全部
寿特別団地	鳥取市西品治	48	全部
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	全部
上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	全部
上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19	7戸

- (2) 施行期日は、平成22年11月1日とする。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「法」という。)の一部が改正され、育児休業等に関する事項についての個別労働関係紛争について、国による紛争の解決の援助に関する制度が設けられたことに伴い、知事が条例によるあっせんを行わないことができる個別労働関係紛争について所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

- (1) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができる個別労働関係紛争として、法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは法による調停が成立したものを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

訪問看護事業所における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金の借受者の債務の免除の条件を改める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件のうち、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合の要件である3年以上の医療機関等での実務経験を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、温泉法に基づく土地の掘削の許可等を受けた者の地位の承継に係る承認に係る手数料その他の手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
(ア) 温泉をゆう出させる目的で土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(イ) 温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(ウ) 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(エ) 温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(オ) 有機農産物等に係る生産行程管理者の認定	1件につき	24,000円	26,000円
(カ) 有機農産物等に係る小分け業者の認定	1件につき	19,000円	20,000円
(キ) 有機農産物等認定業務 規程の規定に基づく調査及び再検査	生産行程管理者	14,000円	16,000円
	小分け業者	12,000円	14,000円

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県興行場法施行条例の一部改正

次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア 興行場(常設)営業の許可	1件につき	1万9,830円	2万210円

イ 興行場（仮設）営業の許可	1件につき	7,270円	8,000円
----------------	-------	--------	--------

(3) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正

次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア ふぐ処理師の免許	1件につき	2,600円	2,990円
イ ふぐ取扱い営業の認証	1件につき	2,170円	2,430円

(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県農業試験場手数料条例の廃止について

1 条例の廃止理由

鳥取県農林総合研究所農業試験場が外部からの依頼に基づき行っている土壌等の分析は、民間の検査機関等においても実施可能であるため、当該外部からの依頼による土壌等の分析に係る業務を廃止し、当該外部からの依頼による土壌等の分析に係る手数料について定めた条例を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県農業試験場手数料条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

条 例

とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業(以下「バイオ産業」という。)における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資するため、とっとりバイオフロンティア(以下「バイオフロンティア」という。)を米子市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、バイオフロンティアに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) バイオフロンティアの施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、バイオフロンティアの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する業務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、バイオフロンティアの指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 バイオフロンティアの開館時間(次条において「開館時間」という。)は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 バイオフロンティアの休館日(次条において「休館日」という。)は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 バイオフロンティアを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)のうちその利用が1月以上にわたる利用に係るものについては、バイオフロンティアの設置目的をより効果的に達成できると認められる者に対して行うものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得たバイオフロンティアの施設又は設備について、開館時間以外の

時間又は休館日における利用許可をすることができる。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用を認めない場合又はその利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用許可をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) バイオフィロントニアの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、バイオフィロントニアの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

5 指定管理者は、バイオフィロントニアの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（行為の制限等）

第8条 バイオフィロントニアにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) バイオフィロントニアの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、バイオフィロントニアの利用を拒み、又はバイオフィロントニアからの退去を命ずることができる。

（利用者の義務）

第9条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、バイオフィロントニアの利用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持するよう努めなければならない。

（措置命令）

第10条 指定管理者は、バイオフィロントニアの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

（利用許可の取消し）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行い、又はこれらのものと密接な関係を有するものであることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほかバイオフィロントニアの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（原状回復等）

第12条 利用者は、バイオフィロントニアの利用を終了し、又は前条の規定による利用許可の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 故意又は過失によりバイオフィロントニアの施設設備をき損し、又は汚損した者は、指定管理者の指示するところにより、これを原状に回復しなければならない。

（利用料金）

第13条 バイオフィロントニアの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(特別な設備等)

第15条 利用者は、バイオフィンティアに特別な設備を設置し、又はバイオフィンティアの施設に改造を加える等バイオフィンティアの管理に重大な影響を与えるおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、バイオフィンティアの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為、第14条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

- 3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から平成26年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、<u>地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</u></p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、<u>公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</u></p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（助成）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1）別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>（助成）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1）別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>3～9 略</p>

別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p>	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得。以下同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち前年の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) <u>小学校就学の始期に達するまでの間にある者</u></p>

第2条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けてい</p>

<p><u>留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。）の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</u></p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けているとしないにかかわらず支援給付を必要とする状態にある者であって、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護又は支援給付を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあつては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長より交付されたものをいう。）</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>る者を除く。）の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する者（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書）を福祉事務所長より交付された者をいう。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成23年7月31日までの間における新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成23年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、平成22年度）」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成22年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、平成21年の所得。次号及び第3号において同じ。）」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成22年の所得」とする。
- 4 平成22年の所得が新条例別表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であって、平成23年の所得が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成23年の所得」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成23年の所得」とする。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）浄化槽保守点検業者 <u>次条第1項又は第3項</u>の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、<u>更新</u>の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の<u>更新</u>の登録の申請があった場合において、<u>第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは</u>、従前の登録は、<u>同項の有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する</u>。</p> <p>5 前項の場合において、<u>更新</u>の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）浄化槽保守点検業者 <u>第3条第1項</u>の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、<u>新たに第1項</u>の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の<u>規定による新たな登録</u>の申請があった場合においては、従前の登録は、<u>その申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間は、なお効力を有する</u>。</p> <p>5 前項の場合において、<u>従前の登録の有効期間の満了後新たに登録がなされたときは</u>、その登録の有効期間は、<u>第2項の規定にかかわらず、その登録の日から</u>、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から</p>

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 略

(変更の登録)

第7条 略

2 略

3 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、第1項の変更の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2)~(6) 略

2及び3 略

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第3条第1項の登録 3万5,000円

(2) 第3条第3項の更新の登録 3万1,000円

(3) 略

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで

起算して5年を経過する日までとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 略

(変更の登録)

第7条 略

2 略

3 第5条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、第1項の変更の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2)~(6) 略

2及び3 略

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第3条第1項の登録 3万5,000円

(2) 略

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の登録を受けないで浄化槽保守

浄化槽保守点検業を営んだ者	点検業を営んだ者
(2) 略	(2) 略
(3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者	(3) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者
(4) 略	(4) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例第3条第3項の規定によりなされる更新の登録について適用し、この条例の施行の際現に改正前の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の規定により新たな登録としてなされていた登録については、なお従前の例による。
- 新条例第3条第3項の規定による更新の登録の申請（従前の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以後であるものに限る。）及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、新条例の例により行うことができる。
- 前項の規定により行われた更新の登録の申請に係る手数料の額は、旧条例第17条の規定にかかわらず、3万1,000円とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
略		浜の上第2団地	西伯郡大山町田中
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名 称	管理を行わせる者	名 称	管理を行わせる者
略		略	
庄内団地 浜の上第1団地	大山町	庄内団地 浜の上第1団地	大山町
略		<u>の上第2団地</u>	
略		略	

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（設置）</p> <p>第3条 県営住宅条例による県営住宅とあいまって、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もって鳥取県の住宅事情を改善するため、<u>特別県営住宅として上福原第2特別団地を米子市上福原六丁目に設置し、その戸数は12戸とする。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第3条 県営住宅条例による県営住宅とあいまって、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もって鳥取県の住宅事情を改善するため<u>特別県営住宅を別表のとおり設置する。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">戸 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城南特別団地</td> <td>鳥取市田園町二丁目</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>寿特別団地</td> <td>鳥取市西品治</td> <td style="text-align: center;">48</td> </tr> <tr> <td>越殿特別団地</td> <td>倉吉市広瀬町</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>上福原第1特別団地</td> <td>米子市上福原六丁目</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>上福原第2特別団地</td> <td>米子市上福原六丁目</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	戸 数	城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	寿特別団地	鳥取市西品治	48	越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19
名 称	位 置	戸 数																	
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32																	
寿特別団地	鳥取市西品治	48																	
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16																	
上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32																	
上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19																	

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第52条の5第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		免除の範囲	
略				略			
看護職員	<p>修学資金 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次</p>	略	看護職員	<p>修学資金 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次</p>	略

部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ト 略
 チ 介護保険法
 (平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」とい

部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、当該施設において引き続き5年間その業務に従事したとき(リに掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)。

イ～ト 略
 チ 介護老人保健施設

		<p style="text-align: center;">う。)</p> <p style="text-align: center;">リ 略</p> <p>2 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p style="text-align: center;">イ～へ 略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p>			<p style="text-align: center;">リ 略</p> <p>2 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（<u>へに掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。</u>）。</p> <p style="text-align: center;">イ～へ 略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p>
--	--	---	--	--	--

略 備考 略	略 備考 略
-----------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(93) 略 (93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (93の3)及び(94) 略 (94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (94の3)及び(94の4) 略 (94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (94の6)～(95) 略 (95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (95の3)～(204) 略 (205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。)に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき <u>26,000円</u> (205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(93) 略 (93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (93の3)及び(94) 略 (94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項で準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (94の3)及び(94の4) 略 (94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (94の6)～(95) 略 (95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (95の3)～(204) 略 (205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。)に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき <u>24,000円</u> (205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定

<p>1 件につき <u>20,000円</u></p> <p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生産行程管理者に係るもの 1 件につき <u>16,000円</u></p> <p>イ 小分け業者に係るもの 1 件につき <u>14,000円</u></p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 件につき <u>19,000円</u></p> <p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生産行程管理者に係るもの 1 件につき <u>14,000円</u></p> <p>イ 小分け業者に係るもの 1 件につき <u>12,000円</u></p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第5条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請1件につき <u>2万210円</u>(仮設の興行場に係るものにあつては、<u>8,000円</u>)の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第5条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請1件につき <u>1万9,830円</u>(仮設の興行場に係るものにあつては、<u>7,270円</u>)の手数料を徴収する。</p>

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき <u>2,990円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき <u>2,430円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき <u>2,600円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき <u>2,170円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県農業試験場手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県農業試験場手数料条例を廃止する条例

鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。